熊本県リサイクル製品認証制度とは

制度の概要

（１） 制度の目的

熊本県では、環境負荷の少ない循環型社会を形成するため、熊本県リサイクル製品等の認証を行います。県内産リサイクル製品を県で認証し、その利用促進を進めて、資源の循環的な利用及び廃棄物の減量化並びに県内リサイクル産業の育成を図ることを目的としています。

（２） 認証の対象となる製品とは（認証要件）

① 県内の事業場で製造等がなされること。
（生活環境保全のための必要な措置が講じられていること）
② 認証基準（※）に適合すること。
③ 関係する法令を孫朱子手製造等がなされること。
④ 原材料である循環資源の入手の経路及び供給者が明らかであること。
⑤ 認証の申請時において既に県内で販売されていること。又は申請から６月以内に県内で販売されることが確実であること。

（３） 製品認証を受けると

・県のホームページへの掲載
・認証製品のパンフレット作成、広報
・各種展示会等への出展費用の補助
・業界団体への周知　　などを行います。

認証の対象品目　（令和２年（２０２０年）現在）

1	再生資源を含有したコンクリート	7	普通肥料
2	再生資源を含有したコンクリート二次製品（セメントコンクリート二次製品）	8	特殊肥料
3	再生資源を含有した外装材	9	印刷用紙
4	植生基材	10	バイオディーゼル燃料混合軽油
5	木質系資材（土木建設資材）	11	廃プラスチック製品（※昨年度から新たに追加）
6	木質系資材（その他）	12	廃石膏を使用した製品

◆対象品目及び認証基準については、 必要に応じて随時見直しを行っていきます。
※品目ごとの認証基準は、県庁ホームページをご参照ください。
（https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/53/2382.html）